

民間工場跡地における土壌汚染対策工事

【土壌汚染対策概要】

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）は、土地の土壌汚染を見つけるための調査や汚染が見つかったときにその汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように土壌汚染のある土地の適切な管理の仕方について定めている法律である。その後、法の施行状況及び見直しの検討が行われ、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、第1段階が平成30年4月1日に施行され、第2段階が平成31年4月1日に施行されている。

【工事概要】

平成18年11月の詳細調査結果に基づき、本計画は、工場敷地において土壌・地下水汚染の周辺拡散を防止することを目的とし、第二種特定有害物質（重金属類）の第二溶出量基準に適合しない土壌については「掘削除去」により敷地外へ搬出処分し、その他の基準超過場所については、直接摂取によるリスクに係る措置として表層50cmの「土壌入替え」、地下水の摂取等によるリスクに係る措置として「原位置封じ込め」、地下水汚染の拡散防止については、遮水壁の設置を行った。

工事場所：大阪府内

発注者：民間

工 期：平成19年6月1日～平成19年9月15日

工事内容：対象面積2,585.45m²

汚染土壌搬出土量1,200m³

封じ込め土壌約32,000m³

遮水壁延長217m

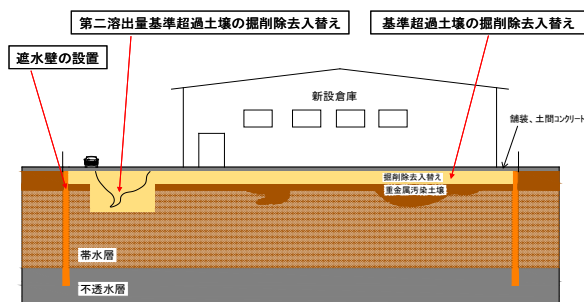
（SMW工法φ850mm、平均深さ13m）

汚染物質：カドミウム・鉛・砒素・六価クロム・セレン
ふっ素・シアン

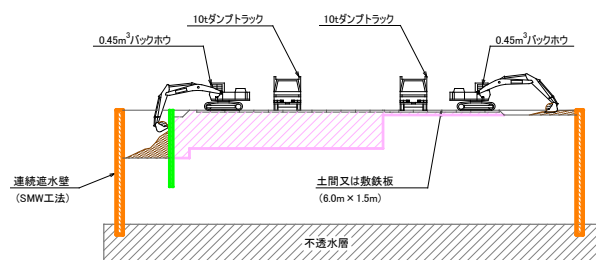


着工前

【施工概要】



対策概念図



施工断面図

- ・「掘削除去」・・・第二溶出量基準超過土壌を対象
- ・「土壌入替え」・・・表層から50cm部までの基準超過土壌を対象
- ・「原位置封じ込め」・・・地下水汚染拡散防止の為、敷地全域を対象

【施工写真】



土間基礎解体状況



遮水壁設置状況



掘削状況



埋戻状況



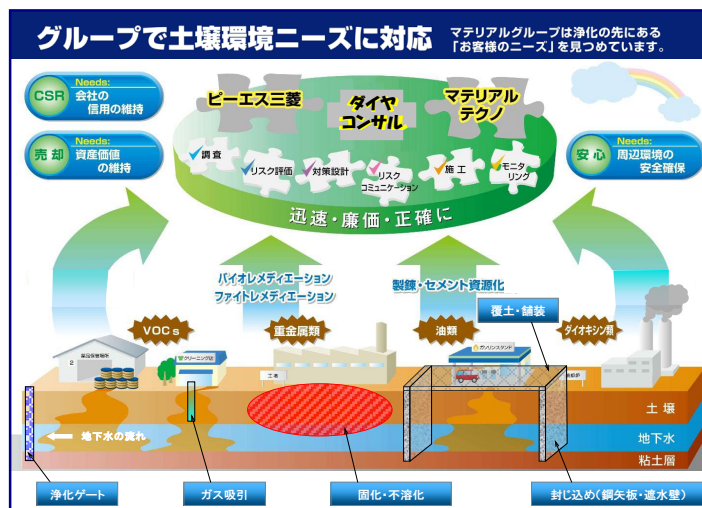
対策完了



跡地利用

【当社の土壌汚染対策の取り組みについて】

調査～解析～修復までの一貫システムを金属製錬（鉱石から鉱物を抽出）及びセメンと製造会社である三菱マテリアルグループと共に構築しています。



三菱マテリアル社の非鉄製錬業とセメント製造業による「製錬・セメント資源化システム」は、お互いの施設で発生する副産物をお互いに原材料として有効活用することで、最終処分場を必要としない環境リサイクル事業に取り組んでいます。

